

第122回 定時株主総会 招集ご通知

アイカ工業株式会社

証券コード：4206

●日時

2022年6月24日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

●場所

愛知県清須市西堀江2288番地
当社名古屋工場 第5会議室

●目次

第122回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3

添付書類

事業報告	7
連結計算書類	23
計算書類	25
監査報告書	27
株主総会参考書類	33
第1号議案／剰余金の処分の件	
第2号議案／定款一部変更の件	
第3号議案／取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名選任の件	
第4号議案／監査等委員である取締役3名選任の件	
第5号議案／補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	

AICA

株 主 各 位

証券コード 4206

2022年6月3日

愛知県清須市西堀江2288番地

アイカ工業株式会社

代表取締役
社長執行役員 海老原 健治

第122回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第122回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 愛知県清須市西堀江2288番地 当社名古屋工場 第5会議室

3. 会議の目的事項

- 【報告事項】**
- 1.第122期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第122期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）計算書類報告の件

- 【決議事項】** 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.aica.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した対象の一部であります。
 - ①事業報告の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要
 - ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
 - ③計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表
 - 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.aica.co.jp/>) に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.aica.co.jp/> アイカ工業

新型コロナウイルス感染症の予防および拡散防止のため、以下のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ① マスクのご着用、会場に設置してある消毒液のご使用、会場の入口にて非接触体温計による検温のご協力をお願いいたします。
ご協力いただけない場合、ご入場をお断りする場合がございます。
- ② 無料送迎バスの運行は取り止めさせていただきます。
- ③ 株主総会終了後の株主懇親会は開催いたしません。
- ④ お土産はご用意しておりません。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。
<https://www.aica.co.jp/>

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合



株主総会開催日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。

当日ご欠席の場合



①郵送（書面）による議決権の行使の場合

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

②インターネットによる議決権の行使の場合

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時まで

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権の行使に際しては、次頁を必ずご確認ください。

 議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことでスムーズにお手続きいただけます。

機関投資家の皆様へ

(株)ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。



インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（書面）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ インターネットによる議決権行使は、2022年6月23日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

① パソコンによる方法

- ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

② スマートフォンによる方法

- ・ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・ セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・ スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記「2. ① パソコンによる方法」にて議決権行使を行ってください。
*QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2022年6月23日（木）

午後5時まで

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1. QRコードを読み取る



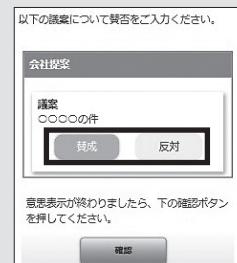
議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

3. 各議案の賛否を選択



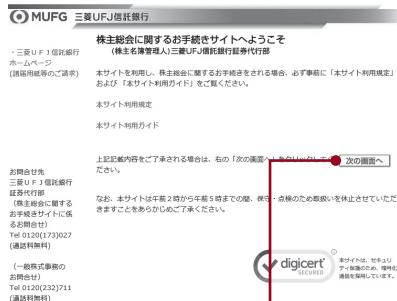
画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って行使完了です。

2回目以降のログインの際は…
右頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側) に記載された「ログインID」および「仮パ スワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。
(4桁区切りで入力してください)

ログインID - - (半角)

パスワード
または仮パスワード

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されている
パスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

「ログイン」をクリック

3. 「新しいパスワード」と「新しいパ スワード(確認用)」の両方に入力

現在のパスワード (半角)

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード(確認用) (半角)

「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



(QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。)

ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 (ヘルプデスク)

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9:00~21:00)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の当社グループを取り巻く経営環境は、日本国内においては、ワクチン接種の普及もあり新型コロナウイルス・デルタ株による感染者数が減少に転じ、景気の後退から持ち直しの動きが見られました。また、アジア・オセアニア地域の経済につきましては、一部の国と地域で持ち直しの動きが見られました。しかしながら、オミクロン株の感染拡大、原材料価格の高騰、ウクライナ情勢の緊迫化などにより、国内外ともに先行きは不透明な状況で推移しております。

国内建設市場においては、住宅着工は、持家や貸家および一戸建ての着工が増加し、前年を上回りました。非住宅関連においても、事務所、店舗、工場、倉庫などの着工面積が増加し、コロナ禍前の水準まで回復しました。

このような経営環境の下、当社グループは、中期経営計画「Change & Grow 2400」の方針に基づき、非建設分野向け事業および海外事業の強化、社会課題の解決に貢献する商品群の拡充、利益基盤および経営基盤の強化などを推進いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高214,514百万円（前年同期比22.8%増）、営業利益20,348百万円（同13.1%増）、経常利益21,840百万円（同18.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益13,117百万円（同21.9%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の売上高は578百万円、営業利益は140百万円減少しておりますが、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

セグメントの業績については、次のとおりであります。なお、セグメント間の内部売上は除いております。

■化成品セグメント

接着剤系商品は、国内においては、産業用フェノール樹脂などが好調で売上が前年を上回りました。海外においては、中国、タイ、インドネシア、ベトナムを中心に販売量が伸長し、第2四半期連結会計期間より連結業績に組み入れたアイカアドテック社も寄与し、売上を伸ばすことができました。

建設樹脂系商品は、橋梁・土木用の補修・補強材の売上が前年を下回りましたが、外装・内装仕上塗材「ジオリパット」と工場・倉庫向けの塗り床材が好調に推移し、売上を伸ばすことができました。

非建設分野への取り組みとして注力している機能材料事業につきましては、国内においては、電子機器関連用途のUV樹脂、工業用の有機微粒子などが好調で、売上を伸ばすことができました。海外においては、テキスタイル用途やスポーツシューズ用途のウレタン樹脂などが伸長し、第3四半期連結会計期間にエバモア・ケミカル・インダストリー社がコベストロレジン社から譲り受けた大園工場も寄与し、売上を伸ばすことができました。

このような結果、売上高は122,323百万円（前年同期比35.2%増）、営業利益（配賦不能営業費用控除前）は7,376百万円（前年同期比3.8%増）となりました。

■建装建材セグメント

メラミン化粧板は、国内においては、店舗や事務所などの需要を獲得し、抗ウイルスメラミン化粧板「アイカウイルテクト」など特長のある商品が好調で、売上が前年を上回りました。また、海外においては、中国、インド、タイ、ベトナム、インドネシアを中心に売上を伸ばすことができました。

ボード・フィルム類は、汎用的なポリエステル化粧合板や、粘着剤付化粧フィルム「オルティノ」などが好調で、売上が前年を上回りました。

メラミン不燃化粧板「セラール」は、住宅のキッチンパネル用途、店舗などの需要を獲得するとともに、抗ウイルスメラミン不燃化粧板「セラールウイルテクト」の採用が拡大し、売上が前年を上回りました。

不燃建材は、非住宅向けの不燃ボード「マーレス不燃」などが低調で、売上が前年を下回りました。

カウンター・ポストフォーム商品は、キッチン・洗面カウンター需要を獲得した高級人造石「フィオレストーン」や住宅・公共施設用途のポストフォームカウンターが好調で、売上が前年を上回りました。

建具・インテリア建材は、住宅向け洗面化粧台「スマートサニタリー」が好調で売上を伸ばしましたが、不採算事業の見直しにより、売上が前年を下回りました。

このような結果、売上高は92,191百万円（前年同期比9.5%増）、営業利益（配賦不能営業費用控除前）は16,379百万円（前年同期比19.1%増）となりました。

企業集団のセグメント別売上高

セグメント	(前連結会計年度) 第121期 (2021年3月期)		(当連結会計年度) 第122期 (2022年3月期)	
	金額	構成比	金額	構成比
化成品	90,446百万円	51.8%	122,323百万円	57.0%
建装建材	84,182百万円	48.2%	92,191百万円	43.0%
計	174,628百万円	100.0%	214,514百万円	100.0%

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等の総額は7,110百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・当社 基幹システム (IT投資)
- ・海外連結子会社 化成品および建装建材生産設備

② 重要な固定資産の売却、撤去、減失

生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または減失はございません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資、社債発行等による資金調達はございません。

(4) 対処すべき課題

国内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から回復し、経済社会活動が正常化に向かう中で、景気が持ち直していくことが期待されます。ただし、ウクライナ情勢などによる不透明感がみられる中で、原材料価格やエネルギーコストの上昇および金融市場の変動などによる下振れリスクに留意する必要があります。

国内建設需要は、住宅着工は需要回復の勢いが一服し、前年同期比で微減と予測されます。非住宅建設市場は引き続き堅調に推移する見通しですが、原油高やサプライチェーンの混乱などの影響が懸念され、先行きは不透明な状況です。

アジア・オセアニア地域の経済は、感染抑制に伴う活動制限の緩和などにより持ち直しを維持し、日本国内市場と比較すると高い成長率が期待できますが、ウクライナ情勢や中国などにおける感染再拡大など、しばらくは不透明な状況が続くと予想されます。なお、利益面においては、原材料価格が上昇した場合や過度な為替変動が生じた場合には、利益を圧迫する懸念があります。

当社グループは、このような経営環境の下、引き続き中期経営計画「Change & Grow 2400」の方針に基づき、非建設分野向け事業および海外事業の強化、社会課題の解決に貢献する商品群の拡充、利益基盤および経営基盤の強化などを推進してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層ご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

中期経営計画「Change & Grow 2400」

① 財務目標

	22/3期	24/3期
効 率 性 ROE 10%を目標 資本を効率的に運用し利益を創出する	9.4%	10%を目標
成 長 性 海外+機能材料事業売上高 ^{※1} 強みを活かした成長市場を獲得する	1,147億円	1,150億円
課 題 解 決 AS商品売上高 ^{※2} 社会課題を解決し国内市場でもシェア拡大を志向する	169億円	210億円
経 常 利 益 240億円	218億円	240億円
売 上 2,400億円 社会に提供した価値の総量	2,145億円	2,400億円

※1 連結消去前単純合算売上高

※2 AS商品：AICA Solution商品の略。様々な社会課題（インフラ老朽化・高齢化・環境・安全・人手不足など）を解決する商品

② 基本方針

① 成長事業の創出・拡大 ●AS商品 ^{※2} の拡販 ●非建設分野向け事業の拡大 ●海外の成長 用途・事業領域の拡大 シナジーの創出拡大、R&D機能の強化
② 利益基盤の強化 ●物流網、販路の最適化 ●営業基盤強化、ブランド構築 ●自動化、コストダウン、生産効率アップ、生産基盤の最適化
③ 上記を支える経営基盤の強化 ●ガバナンスの強化 ●気候変動問題への対応 ●人材育成、組織強化 ●DX推進 ●品質保証 ●労働安全

変化に強いアイカへ

(5) 財産および損益の状況の推移

項 目	期 別	(当連結会計年度)			
		第119期 (2019年3月期)	第120期 (2020年3月期)	第121期 (2021年3月期)	第122期 (2022年3月期)
売上高	(百万円)	191,363	191,501	174,628	214,514
経常利益	(百万円)	21,249	21,333	18,438	21,840
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	13,316	12,732	10,759	13,117
1株当たり当期純利益	(円)	203.95	195.01	164.79	200.90
総資産	(百万円)	191,025	206,439	207,363	240,388
純資産	(百万円)	136,116	146,221	150,505	162,734
1株当たり純資産額	(円)	1,936.87	1,994.03	2,064.24	2,223.98

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数により、また、「1株当たり純資産額」は期末現在の発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末現在の発行済株式総数については、自己株式数を控除しております。

122期の1株当たり純資産額の算定上、期末の普通株式の数から控除する自己株式に、株式給付信託（J-ESOP）に残存する当社株式47,600株を含めております。

122期の1株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、株式給付信託（J-ESOP）に残存する当社株式43,633株を含めております。

2. 第121期末において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第120期の総資産の金額および純資産の金額については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
アイカインテリア工業株式会社	75百万円	100.00%	建装建材製造
アイカハリマ工業株式会社	72百万円	100.00	建装建材製造
西東京ケミックス株式会社	60百万円	100.00	工業薬品・化学品等の販売
アイカテック建材株式会社	450百万円	100.00	建装建材製造販売
アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社	195,628千 S G D	100.00	アジア太平洋地域における化成品の製造販売 (持株会社としての統括管理)
エバモア・ケミカル・インダストリー社	993,880千 T W D	50.10	化成品製造販売
アイカ・アジア・ラミネーツ・ホールディング社	2,719,000千 T H B	100.00	アジア太平洋地域における建装建材の製造販売 (持株会社としての統括管理)
アイカ・ラミネーツ・インドニア社	808,000千 I N R	95.67	建装建材製造販売
アイカ・ラミネーツ・ベトナム社	685,755百万 V N D	86.68	建装建材製造販売
ウィルソナート・タイ社	348,900千 T H B	51.00	建装建材製造販売
ウィルソナート上海社	12,000千 U S \$	51.00	建装建材製造販売

(7) 主要な事業内容

セグメント	主 要 製 品
化 成 品	外装・内装仕上塗材、塗り床材、各種接着剤、有機微粒子、他
建 装 建 材	メラミン化粧板、化粧合板、室内用ドア、インテリア建材、カウンター、収納扉、不燃化粧材、押出成形セメント板、他

(8) 主要な営業所および事業所

① 当社の主要な営業所および工場

本 社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋26階	
本店所在地	愛知県清須市西堀江2288番地	
開発拠点	名古屋 R & D センター	愛知県清須市西堀江2288番地
	甚目寺第一 R & D センター	愛知県あま市上萱津深見24番地
	甚目寺第二 R & D センター	愛知県あま市上萱津深見24番地
	福島 R & D センター	福島県岩瀬郡鏡石町深内町46番地26
	伊勢崎 R & D センター	群馬県伊勢崎市富塚町1021番地1
	茨城 R & D センター	茨城県古河市大和田1778番地
	丹波 R & D センター	兵庫県丹波市柏原町下小倉960
生産拠点	名古屋工場	愛知県清須市西堀江2288番地
	甚目寺工場	愛知県あま市上萱津深見24番地
	福島工場	福島県岩瀬郡鏡石町深内町46番地26
	伊勢崎工場	群馬県伊勢崎市富塚町1021番地1
	茨城工場	茨城県古河市大和田1778番地
	丹波工場	兵庫県丹波市柏原町下小倉960
	広島工場	広島県三原市下北方一丁目11番1号
主要な営業拠点	札幌支店（北海道）、仙台支店（宮城県）、東京支社（東京都）、埼玉支店（埼玉県）、 横浜支店（神奈川県）、千葉支店（千葉県）、北関東支店（群馬県）、名古屋支店（愛知県）、 静岡支店（静岡県）、北陸支店（石川県）、大阪支店（大阪府）、神戸支店（兵庫県）、 広島支店（広島県）、四国支店（香川県）、福岡支店（福岡県）、鹿児島支店（鹿児島県）	

② 主要な子会社

国内	アイカインテリア工業株式会社（本社：愛知県）
	アイカハリマ工業株式会社（本社：兵庫県）
	西東京ケミックス株式会社（本社：東京都）
	アイカテック建材株式会社（本社：東京都）
海外	アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社（シンガポール共和国）
	エバモア・ケミカル・インダストリー社（台湾 南投市）
	アイカ・アジア・ラミネーツ・ホールディング社（タイ王国 バンコク市）
	アイカ・ラミネーツ・インディア社（インド共和国 ニューデリー）
	アイカ・ラミネーツ・ベトナム社（ベトナム社会主義共和国 ドンナイ省）
	ウィルソナート・タイ社（タイ王国 サムットサーコーン県）
	ウィルソナート上海社（中華人民共和国 上海市）

(9) 従業員の状況

① 当社グループの従業員

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,949名	153名増

② 当社の従業員

従業員数	前期末比増減
1,211名	17名減

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入額に重要性がありませんので記載を省略しております。

2 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 116,577,000株
 (2) 発行済株式総数 67,590,664株
 (3) 株主数 6,412名
 (4) 1単元の株式数 100株
 (5) 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,689 (千株)	17.89 (%)
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,944	6.04
アイカ工業取引先持株会	2,302	3.52
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	1,797	2.75
アイカ工業株式保有会	1,580	2.42
住友生命保険相互会社	1,318	2.02
株式会社三菱UFJ銀行	1,300	1.99
大日本印刷株式会社	1,293	1.98
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	1,262	1.93
デンカ株式会社	1,229	1.88

- (注) 1.当社は、自己株式2,244千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 2.持株比率は、自己株式2,244千株を控除して計算しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付人数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）	3,008株	4名

- (注) 譲渡制限付株式報酬により、自己株式を交付しております。
 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告19頁「取締役の報酬等の額」に記載しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

① 新株予約権の数

224個

② 目的となる株式の種類および数

普通株式 22,400株 (新株予約権1個につき100株)

③ 保有状況

	名称	株主総会 決議日	取締役会 決議日	行使価額	行使期間	個数	保有者数
取締役	第3回 新株予約権	2008年 6月24日	2009年 5月8日	1株につき 1円	2009年5月27日から 2029年5月26日まで	8個	1名
取締役	第4回 新株予約権	2009年 6月23日	2010年 4月30日	1株につき 1円	2010年5月19日から 2030年5月18日まで	20個	2名
取締役	第5回 新株予約権	2010年 6月23日	2011年 4月28日	1株につき 1円	2011年5月17日から 2031年5月16日まで	47個	3名
取締役	第6回 新株予約権	2011年 6月23日	2012年 4月27日	1株につき 1円	2012年5月16日から 2032年5月15日まで	85個	3名
取締役	第7回 新株予約権	2012年 6月22日	2013年 4月30日	1株につき 1円	2013年5月17日から 2033年5月16日まで	64個	3名

(注) 1. 社外取締役の保有する新株予約権等はありません。

2. 当社は、2006年5月15日開催の取締役会において同年6月23日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。以降、2012年6月22日開催の第112回定時株主総会まで毎年、新株予約権を株式報酬型ストックオプション（取締役報酬額とは別枠で年額30百万円以内）として取締役に付与することをご承認いただいております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はございません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	小野 勇治	
取締役 専務執行役員	百々 聡	建装・建材カンパニー長、営業統括本部長
取締役 常務執行役員	大村 信幸	機能材料カンパニー長
取締役 常務執行役員	海老原 健治	化成品カンパニー長 営業統括本部副本部長
取締役*	小倉 健二	株式会社クレーボ社外取締役
取締役*	清水 綾子	弁護士 石原総合法律事務所 シンクレイヤ株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社MTG社外取締役（監査等委員）
取締役 (常勤監査等委員)	森 良二	
取締役* (監査等委員)	片桐 清志	
取締役* (監査等委員)	宮本 正司	公認会計士 宮本正司公認会計士事務所所長 名糖産業株式会社社外取締役（監査等委員）

- (注) 1.※は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2.当社は監査等委員会による監査・監督を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集、重要な社内会議における情報共有および内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、森良二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 3.監査等委員である取締役 宮本正司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当の知見を有するものであります。
- 4.取締役 小倉健二氏、清水綾子氏、片桐清志氏および宮本正司氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 5.2021年6月24日開催の第121回定時株主総会終結の時をもって取締役 岩瀬幸廣氏は任期満了により退任いたしました。監査等委員である取締役 岩田照徳氏は同定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

(2) 取締役の報酬等に関する事項

① 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年5月14日の取締役会において、企業価値の持続的な向上を図る報酬体系を基本に、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

[1] 報酬の構成

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である月額基本報酬と、業績に応じて変動する業績連動報酬および株式報酬で構成されています。また、監査等委員である取締役および社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、月額基本報酬のみで構成されています。

(i) 基本報酬

取締役の基本報酬は月例の定額報酬であり、役職毎の基準額をベースに、外部公表されている他社の水準や会社の業績等を勘案し決定しております。

(ii) 業績連動報酬

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動報酬は、各事業年度の業績が確定した時点で、個別評価（S、A、B、C、Dの5段階）し、役職毎の基準額をベースに個別報酬を決定し年1回支給しております。個別評価は、連結・個別の売上高・利益（営業利益等）の伸び率、期首予算に対する達成率、担当業務の評価、中期経営計画進捗状況などを勘案し決定しております。

業績連動報酬の報酬総額に対する構成比率は15%から20%を目安に役割に応じて決定しております。なお業績連動報酬の報酬総額に対する構成比率は、上記指標の達成状況を総合的に勘案し14.7%となっております。

(iii) 株式報酬

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的に、年1回の付与を予定しております。株式報酬は譲渡制限付株式とし、役職毎の基準額をベースに会社の業績等を勘案し決定いたします。

[2] 取締役の評価

(i) 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の個別評価は、代表取締役社長執行役員が行い、ガバナンス委員会において個別評価を含む、報酬額水準の妥当性を確認しております。

(ii) 代表取締役社長執行役員の評価は、ガバナンス委員会において報告され評価プロセスや評価に対する考え方を確認することで、客観性や公正性を担保しています。

[3] 役員報酬の決定方法

取締役の報酬については、株主総会の決議により決定された報酬総額の上限額の範囲内で、取締役会の授権を受けた代表取締役社長執行役員 小野勇治が上記算定方法に則り決定しております。

[4] 役員の報酬等の額の決定過程における活動内容

役員の報酬等の決定過程においては、社外取締役を中心に構成されるガバナンス委員会において会社業績と担当業務業績との割合や評価ランクと増減率との関係等について、成果および責任、客観性、透明性を高めるため意見交換を行っております。

[5] 報酬総額等を決議した株主総会の年月日および決議内容等

2020年6月23日開催の第120回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額370百万円以内（うち、社外取締役分は20百万円以内）とし、監査等委員である取締役の報酬限度額は年70百万円以内（うち、監査等委員である社外取締役分は20百万円以内）にすることをご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、8名（うち、社外取締役は2名）、監査等委員である取締役の員数は、3名（うち、監査等委員である社外取締役は2名）です。

また、この報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬額として2021年6月24日開催の第121回定時株主総会において、年額60百万円以内とする議案「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」をご承認いただいております。

② 取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	286 (17)	238 (17)	36	11	8 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	38 (16)	38 (16)	—	—	4 (2)

(注) 1.上記には、2021年6月24日開催の第121回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および取締役（監査等委員）1名を含めております。

2.非金銭報酬は譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	小倉健二	株式会社クーレボ	社外取締役	当社と株式会社クーレボの間には特別な関係はありません。
取締役	清水綾子	石原総合法律事務所	弁護士	当社と石原総合法律事務所、シンクレイヤ株式会社および株式会社MTGの間には特別な関係はありません。
		シンクレイヤ株式会社	社外取締役 (監査等委員)	
取締役 (監査等委員)	宮本正司	株式会社MTG	社外取締役 (監査等委員)	当社と宮本正司公認会計士事務所および名糖産業株式会社の間には特別な関係はありません。
		宮本正司公認会計士事務所 名糖産業株式会社	所長 社外取締役 (監査等委員)	

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会		監査等委員会		ガバナンス委員会	
		出席回数／開催回数	出席率	出席回数／開催回数	出席率	出席回数／開催回数	出席率
取締役	小倉健二	14回／14回	100%	—	—	6回／6回	100%
取締役	清水綾子	14回／14回	100%	—	—	6回／6回	100%
取締役 (監査等委員)	片桐清志	14回／14回	100%	16回／16回	100%	6回／6回	100%
取締役 (監査等委員)	宮本正司	14回／14回	100%	16回／16回	100%	6回／6回	100%

③ 取締役会・監査等委員会等における発言状況

- 取締役 小倉健二氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営の監督に活かし、経営全般の観点から助言・提言を行っております。また、ガバナンス委員会の委員長として同委員会の議事運営を行い、その結果を取締役に答申しています。
- 取締役 清水綾子氏は、主に弁護士としての専門的見地、および多様性の観点に基づき、助言・提言を行っております。また、ガバナンス委員会の委員として同委員会において適宜質問し意見を述べております。
- 監査等委員である取締役 片桐清志氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行っております。また、ガバナンス委員会の委員として同委員会において適宜質問し意見を述べております。

- 監査等委員である取締役 宮本正司氏は、主に公認会計士としての専門的見地に基づき、助言・提言を行っております。また、ガバナンス委員会の委員として同委員会において適宜質問し意見を述べております。

④責任限定契約に関する事項

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。

(4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。同保険の被保険者の対象範囲は、当社の取締役および執行役員であり、当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。但し、故意または重過失に起因する損害賠償請求については填補されないなど、一定の免責事由があります。

なお、保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

5 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
 (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 報酬等の額	71百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	119百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との監査契約において、会社法上に基づく監査と金融商品取引法上に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分していないため、当事業年度に係る報酬等の額にはその合計額を記載しております。
 2.当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
 3.監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社は、監査等委員会が会計監査人の独立性および専門性ならびに監査の実施状況に関しチェックリストを作成し、適切性を評価し、業務執行側と意見交換の上、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任の決議を行い、その決議に基づき会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

.....
 ◎本事業報告は次により記載いたしております。

- 1.記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2.記載株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
- 3.記載比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	151,706	流動負債	66,327
現金及び預金	47,178	支払手形及び買掛金	31,451
受取手形	19,365	電子記録債務	5,284
売掛金	50,107	短期借入金	14,462
商品及び製品	13,689	未払法人税等	3,306
仕掛品	1,397	未払消費税等	538
原材料及び貯蔵品	13,463	賞与引当金	2,035
その他	7,262	有償支給取引に係る負債	2,056
貸倒引当金	△ 757	その他	7,191
固定資産	88,682	固定負債	11,326
有形固定資産	57,090	長期借入金	2,173
建物及び構築物	15,059	繰延税金負債	5,034
機械装置及び運搬具	12,915	退職給付に係る負債	1,585
工具、器具及び備品	2,561	その他	2,533
土地	16,829		
リース資産	5,963	負債合計	77,654
建設仮勘定	3,761		
無形固定資産	14,241	純資産の部	
のれん	4,799	株主資本	137,663
その他	9,441	資本金	9,891
投資その他の資産	17,350	資本剰余金	13,294
投資有価証券	14,807	利益剰余金	116,626
繰延税金資産	494	自己株式	△ 2,150
退職給付に係る資産	754	その他の包括利益累計額	7,558
その他	1,295	その他有価証券評価差額金	3,979
貸倒引当金	△ 1	繰延ヘッジ損益	11
		為替換算調整勘定	3,353
資産合計	240,388	退職給付に係る調整累計額	214
		新株予約権	23
		非支配株主持分	17,489
		純資産合計	162,734
		負債純資産合計	240,388

●記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		214,514
売上原価		160,429
売上総利益		54,084
販売費及び一般管理費		33,736
営業利益		20,348
営業外収益		
受取利息及び配当金	557	
その他	1,617	2,175
営業外費用		
支払利息	185	
その他	497	682
経常利益		21,840
特別損失		
事業再構築費用		224
税金等調整前当期純利益		21,616
法人税、住民税及び事業税	6,906	
法人税等調整額	319	7,226
当期純利益		14,389
非支配株主に帰属する当期純利益		1,271
親会社株主に帰属する当期純利益		13,117

●記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		108,258
売上原価		75,702
売上総利益		32,555
販売費及び一般管理費		18,668
営業利益		13,887
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,920	
その他	1,331	3,251
営業外費用		252
経常利益		16,886
税引前当期純利益		16,886
法人税、住民税及び事業税	4,776	
法人税等調整額	161	4,937
当期純利益		11,949

●記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

アイカ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河嶋 聡 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉浦 野 衣

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイカ工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイカ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示する

ことにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

アイカ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河嶋 聡 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉浦 野 衣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイカ工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示する

ことにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、アイカ工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第122期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、グローバルガバナンス体制の構築並びに不祥事防止のための企業集団内部統制システムの整備と運用及びその実効性に関する監査を重点項目として設定し、会社の内部監査部門及び内部統制所管部門と連携の上、インターネット等を経由した手段も活用し重要な会議に出席する等して、意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに監査結果の報告を受けました。さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

アイカ工業株式会社 監査等委員会

取締役常勤監査等委員 森 良 二 ㊟

社外取締役監査等委員 片 桐 清 志 ㊟

社外取締役監査等委員 宮 本 正 司 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

[期末配当に関する事項]

利益還元につきましては、株主の皆さまへの利益還元と会社の持続的な成長を実現するため、連結業績、配当性向および内部留保を総合的に勘案したうえで配当を行っていく考えであります。中期経営計画「Change & Grow 2400」においては、連結配当性向50%を目処に安定的な株主還元を実施してまいります。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針ならびに過去の還元実績、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金58円 総額は3,790,059,532円

なお、中間配当金として1株につき50円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり108円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日（月曜日）

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

① 株主総会資料の電子提供措置等

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更するものであります。

[1] 変更案第20条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

[2] 変更案第20条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

[3] 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第20条)は不要となるため、これを削除するものであります。

[4] 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

② 取締役の責任免除

取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令に定める範囲で責任を免除できる旨の条項として、定款第32条第1項を新設し、現行第32条の一部変更を行い、第32条第2項と定めるものであります。

なお、定款第32条の変更に関しては、各監査等委員の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は改正部分を示す)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行と同じ)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第20条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第21条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行と同じ)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (現行と同じ)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(株主総会資料の電子提供措置等)</p> <p><u>第20条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第21条 (現行と同じ)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="284 319 610 344">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="157 387 480 412">第22条～第31条（条文省略）</p> <p data-bbox="157 455 418 480">（社外取締役の責任免除）</p> <p data-bbox="157 489 458 515">第32条（新設）</p> <p data-bbox="269 663 737 863">当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p data-bbox="329 941 563 967">第5章 監査等委員会</p> <p data-bbox="157 976 480 1002">第33条～第35条（条文省略）</p> <p data-bbox="341 1081 551 1106">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="157 1115 480 1141">第36条～第37条（条文省略）</p> <p data-bbox="353 1220 539 1245">第7章 計 算</p> <p data-bbox="157 1254 480 1280">第38条～第41条（条文省略）</p>	<p data-bbox="896 319 1223 344">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="769 387 1108 412">第22条～第31条（現行と同じ）</p> <p data-bbox="772 455 984 480">（取締役の責任免除）</p> <p data-bbox="769 489 1351 656">第32条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p data-bbox="860 663 1351 863">②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p data-bbox="941 941 1176 967">第5章 監査等委員会</p> <p data-bbox="769 976 1108 1002">第33条～第35条（現行と同じ）</p> <p data-bbox="954 1081 1164 1106">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="769 1115 1108 1141">第36条～第37条（現行と同じ）</p> <p data-bbox="966 1220 1152 1245">第7章 計 算</p> <p data-bbox="769 1254 1108 1280">第38条～第41条（現行と同じ）</p>

現行定款	変更案
<p>附則 <u>(社外監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第120回 定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。)の行為に 関する会社法第423条第1項の損害賠償責 任を限定する契約については、なお同定時 株主総会の決議による変更前の定款第37条 の定めるところによる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2009年6月23日改正 2016年6月23日改正 2018年6月22日改正 2020年6月23日改正 (新設)</p>	<p>附則 (削除)</p> <p>1. 現行定款第20条（株主総会参考書類等のインター ネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 20条（株主総会資料の電子提供措置等）の新設は、 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70 号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施 行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ず るものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の 日を株主総会の日とする株主総会については、現 行定款第20条（株主総会参考書類等のインターネ ット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前 項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれ か遅い日後にこれを削除する。</p> <p>2009年6月23日改正 2016年6月23日改正 2018年6月22日改正 2020年6月23日改正 2022年6月24日改正</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員の任期が満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	候補者氏名	現在の地位	取締役会への出席状況
1 再任	小野 勇治	代表取締役 会長	14回／14回 (100%)
2 再任	海老原 健治	代表取締役 社長執行役員	14回／14回 (100%)
3 再任	百々 聡	取締役 専務執行役員	13回／14回 (93%)
4 再任	大村 信幸	取締役 常務執行役員	14回／14回 (100%)
5 再任 社外 独立	小倉 健二	取締役	14回／14回 (100%)
6 再任 社外 独立	清水 綾子	取締役	14回／14回 (100%)

◎記載比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

候補者
番号

1

お の ゆう じ
小 野 勇 治**再任**

1956年8月24日生

所有する当社株式の数
66,967株**取締役会への出席状況**
14回/14回 (100%)**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1979年4月	当社入社
2000年4月	当社化成品開発第一部長
2002年10月	当社化成品カンパニー営業部長
2004年4月	当社化成品カンパニー副カンパニー長
2004年6月	当社執行役員
2004年10月	当社第二R&Dセンター長
2008年4月	当社化成品カンパニー長
2008年6月	当社取締役
2009年6月	当社常務取締役
2010年6月	当社代表取締役（現任） 当社取締役社長
2018年6月	当社社長執行役員
2022年4月	当社取締役会長（現任）

【取締役候補者とした理由】

小野勇治氏は、過去12年にわたり代表取締役として当社グループの経営を担い、アイカ10年ビジョンや中期経営計画を策定し、事業を牽引してまいりました。

また、2022年4月からは代表取締役会長として取締役会の議長を務め、当社のコーポレートガバナンスの向上のために施策を推進しており、今後も当社グループの企業価値向上と持続的成長に適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

えびはら けんじ
海老原 健治

再任

1967年4月15日生

所有する当社株式の数
12,854株

取締役会への出席状況
14回/14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4 月	当社入社
2009年 4 月	当社R&Dセンター化学品開発部長
2010年10月	当社R&Dセンター甚目寺研究所長
2013年 4 月	当社R&Dセンター長
2015年 4 月	当社機能材料カンパニー長
2017年 6 月	当社執行役員
2018年 6 月	当社上席執行役員
2019年 4 月	当社常務執行役員
2019年 6 月	当社取締役
2020年 4 月	当社化成品カンパニー長 当社営業統括本部副本部長
2022年 4 月	当社代表取締役 (現任) 当社社長執行役員 (現任)

【取締役候補者とした理由】

海老原健治氏は、特に研究開発に関する豊富な経験と知見を有し、2015年から機能材料カンパニー長、2020年から化成品カンパニー長として両事業を牽引してまいりました。

2022年4月からは代表取締役社長執行役員として、成長事業の創出・拡大、利益基盤・経営基盤の強化に努めており、今後も当社グループの企業価値向上と持続的成長に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

とう どう
百々
聡

再任

1957年8月16日生

所有する当社株式の数
29,115株取締役会への出席状況
13回/14回 (93%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月	株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
2007年3月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 守口支社長
2009年4月	当社入社 当社総務部担当、財務企画部長
2009年6月	当社執行役員
2010年1月	当社総合企画部長
2010年6月	当社取締役
2013年4月	当社海外事業部長 西東京ケミックス株式会社代表取締役社長
2014年6月	当社常務取締役
2015年4月	当社財務統括部担当
2015年10月	当社経営企画部担当
2017年4月	当社財務統括部担当、物流部担当
2018年4月	当社業務統括部担当
2018年6月	当社取締役（現任） 当社専務執行役員（現任）
2019年4月	当社情報システム部担当
2020年3月	当社経営企画部長
2021年4月	当社建装・建材カンパニー長（現任） 当社営業統括本部長（現任）

【取締役候補者とした理由】

百々聡氏は、特に経理財務に関する豊富な経験と知見を有しており、2010年以降は取締役として当社の経営に携わっております。2021年4月からは建装・建材カンパニー長として同事業を所管し、当社グループの企業価値向上と持続的成長に適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

おおむらのぶゆき
大村信幸

再任

1964年4月7日生

所有する当社株式の数
23,206株

取締役会への出席状況
14回/14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	三井物産株式会社入社
2003年10月	同社中部支社物資部物資室長
2008年6月	同社コンシューマーサービス事業第二本部長
2009年1月	当社入社 当社海外事業部副事業部長
2009年4月	当社海外事業部長
2009年6月	当社取締役
2011年4月	当社新規事業室長、法務監査室長、広報・IR室長
2012年12月	アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社取締役副会長
2015年4月	アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社取締役会長
2016年4月	当社化成品カンパニー海外事業管掌
2017年6月	当社常務取締役
2018年4月	当社化成品カンパニー長 当社営業統括本部副本部長
2018年6月	当社取締役（現任） 当社常務執行役員（現任）
2020年4月	当社機能材料カンパニー長
2022年4月	当社化成品カンパニー長（現任） 当社営業統括本部副本部長（現任）

【取締役候補者とした理由】

大村信幸氏は、特に海外事業に関する豊富な経験と知見を有しており、2009年以降は取締役として当社の経営に携わっております。2020年4月からは機能材料カンパニー長として、2022年4月からは化成品カンパニー長として同事業を所管し、当社グループの企業価値向上と持続的成長に適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5

おぐら けん じ
小倉 健 二

再任 社外 独立

1947年10月1日生

所有する当社株式の数
0株取締役会への出席状況
14回/14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年 4月	ソニー株式会社入社
1988年10月	ソニー長崎株式会社取締役管理部長
1995年 6月	ソニー国分株式会社取締役管理部長
1997年10月	エスティ・エルシーディ株式会社取締役管理部長
2002年 6月	同社常務取締役
2003年 6月	同社代表取締役副社長
2005年 6月	同社代表取締役社長
2011年 1月	Carrier Integration株式会社監査役 Wafer Integration株式会社監査役
2012年 6月	株式会社クレーボ社外監査役
2014年 6月	当社社外取締役（現任）
2015年 6月	株式会社クレーボ社外取締役（現任）

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

小倉健二氏は、長年にわたり企業経営に携わり、経営者としての豊富な経験と見識を有しております。2014年以降は当社社外取締役として経営全般に関し客観的・中立的な助言をいただいております。グループの企業価値向上と持続的成長に適任であると判断いたしました。豊富な経験と高い見識を当社の経営の監督に活かし、ガバナンス委員会委員長として引き続きリーダーシップを発揮されることを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって8年であります。

*小倉健二氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

*小倉健二氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員として両取引所に届け出ております。

*小倉健二氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。

候補者
番号

6

しみず あや こ
清水 綾子

再任 社外 独立

1972年6月6日生

戸籍上の氏名

ひたなへ あや こ
渡邊 綾子

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1999年4月	弁護士登録 石原法律事務所（現 石原総合法律事務所）入所（現任）
2015年4月	愛知県弁護士会副会長 中部弁護士会連合会理事
2016年4月	愛知紛争調整委員会委員
2017年4月	名古屋市情報公開審査会委員（現任）
2018年1月	司法委員（現任）
2019年4月	愛知県弁護士会紛争解決センターあっせん・仲裁人（現任）
2019年12月	株式会社MTG社外取締役（監査等委員）（現任）
2020年4月	名古屋テレビ放送株式会社オンブズ6委員（現任）
2020年6月	当社社外取締役（現任）
2021年3月	シンクレイヤ株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
2021年8月	愛知県建設工事紛争審査会会長（現任）
2021年9月	法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会委員

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

清水綾子氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な専門知識と経験を当社の経営の監督・監査に活かすとともに多様性の観点に基づき社外取締役としての助言をしていただいております。また、法的な観点から取締役会やガバナンス委員会への提言や助言を引き続き行っていただけることを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。

*清水綾子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

*清水綾子氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員として両取引所に届け出ております。

*清水綾子氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者の選任が承認可決されますと、引き続き各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告21頁をご参照ください。

第4号議案 ▶ 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員の任期が満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

もり
森
りょう
良
じ
二

再任

1959年9月29日生

所有する当社株式の数
18,064株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当社入社
2000年5月	当社化粧板生産部長
2003年4月	当社建装材カンパニー生産統括部本社工場長
2006年4月	当社建装材カンパニー生産統括部長
2009年10月	当社化成品カンパニー生産統括部長
2011年6月	当社執行役員
2013年6月	当社上席執行役員
2015年6月	当社取締役
2018年4月	当社生産担当、購買部長
2018年6月	当社常務執行役員
2019年4月	当社購買部担当、安全環境部担当
2020年4月	当社建装・建材カンパニー副カンパニー長 同カンパニー技術担当、同カンパニー生産統括部長
2021年4月	当社社長補佐、特命事項担当
2021年6月	当社取締役（監査等委員）（現任）

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

森良二氏は、当社事業全般の豊富な経験と知見を有しており、取締役を経て2021年6月以降は監査等委員である取締役として、その経験と知見を当社の経営全般の助言や監視の強化に貢献しました。今後もその職務を適切に遂行できると判断したため、候補者といたしました。

みやもとしょうじ
宮本正司**再任** 社外 独立

1956年2月8日生

所有する当社株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月	小西六写真工業株式会社（現 コニカミノルタ株式会社）入社
1985年10月	監査法人伊東会計事務所入所
1989年3月	公認会計士登録
2005年7月	中央青山監査法人代表社員
2007年8月	あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）代表社員
2010年9月	有限責任あずさ監査法人理事
2014年9月	有限責任あずさ監査法人監事
2018年7月	宮本正司公認会計士事務所所長（現任）
2019年6月	当社社外監査役
2020年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任） 名糖産業株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

宮本正司氏は、公認会計士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に生かし、今後も監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけることを期待し、候補者いたしました。また、同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。

*宮本正司氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

*宮本正司氏は東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員として両取引所に届け出ております。

*宮本正司氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。

候補者
番号

3

やま もと みつ こ
山本光子**新任** **社外** **独立**

1957年1月1日生

戸籍上の氏名

あんどう みつこ
安藤 光子

所有する当社株式の数

500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 3月	ウーマンスタッフ株式会社入社
1985年 4月	同社取締役営業本部長
1998年 9月	ピープルスタッフ株式会社に社名変更 同社専務取締役
2016年 7月	テンプスタッフ株式会社と統合 同社取締役専務執行役員
2017年 7月	パーソルテンプスタッフ株式会社に社名変更
2019年 7月	同社取締役
2020年 7月	同社相談役（常勤）（現任） 学校法人名城大学監事（非常勤）（現任）
2021年 6月	中央発條株式会社社外取締役（現任）

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

山本光子氏は、企業経営者として豊富なご経験と特に労務管理および多様性の観点から幅広い知見を有しております。その知見と経験等を当社の監査体制の強化に活かし、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけることを期待し、候補者いたしました。

*山本光子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

*山本光子氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

*山本光子氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、候補者の選任が承認可決されますと、候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告21頁をご参照ください。

【ご参考】取締役候補者のスキルマトリックス

番号	氏名	当社における 地位 (選任後の資格)	再任 新任	属性	取締役の専門性						
					企業経営	国際経験	営業・マー ケティング	技術・ 生技・ 研究開発	サステナ ビリティ	法務・ リスク管理	財務会計
1	小野 勇治	代表取締役 会長	再任	社内	○	○	○	○	○		
2	海老原健治	代表取締役 社長執行役員	再任	社内	○	○	○	○	○		
3	百々 聡	取締役 専務執行役員	再任	社内	○	○	○		○	○	○
4	大村 信幸	取締役 常務執行役員	再任	社内	○	○	○		○		
5	小倉 健二	取締役	再任	社外 独立	○				○	○	○
6	清水 綾子	取締役	再任	社外 独立					○	○	
7	森 良二	取締役 監査等委員	再任	社内	○	○		○	○	○	
8	宮本 正司	取締役 監査等委員	再任	社外 独立	○				○	○	○
9	山本 光子	取締役 監査等委員	新任	社外 独立	○		○		○		

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会開始の時をもちまして、補欠の監査等委員である取締役 春馬学氏の選任の効力が失効しますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

はる ま まなぶ
春 馬 学

社外 独立

1973年11月4日生

所有する当社株式の数
0株

略歴および重要な兼職の状況

2001年10月 弁護士登録
石原総合法律事務所入所
2006年10月 春馬・野口法律事務所（現 and LEGAL弁護士法人）開設

<重要な兼職の状況>

and LEGAL弁護士法人代表
株式会社ネクステージ社外監査役
ポパール興業株式会社社外監査役
株式会社コプロ・ホールディングス社外監査役

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

春馬学氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な法律知識と経験等を当社の監査・監督に活かし、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけることを期待し、候補者といたしました。

*春馬学氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

*春馬学氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

*春馬学氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。

*春馬学氏の補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなります。

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告21頁をご参照ください。

【ご参考】

当社は、当社の社外取締役が次の1から10のいずれにも該当しない場合に独立性があると判断いたします。

1. 現在および過去10年間に於いて当社および当社連結子会社の業務執行者
2. 当社の会計監査人もしくはその社員
3. 取引金額が相手先の売上高の2%以上ある当社を主要取引先とする先もしくはその業務執行者
4. 取引金額が当社連結売上高の2%以上ある主要取引先もしくはその業務執行者
5. 当社から年間1000万円以上の寄付を受けている者
6. 当社から役員報酬以外に年間1000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等（当該財産を得ている者が法人・団体等である場合は、当該法人・団体の売上高の2%以上の受取が当社からある法人・団体等の業務執行者）
7. 当社の総議決権数の10%以上を保有する者
8. 過去3年間に於いて上記2から7のいずれかに該当する者
9. 配偶者および2親等以内の親族が上記1から8のいずれかに該当する者
10. その他、当社一般株主との間に利益相反が生じるおそれのある者

株主総会会場のご案内

日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

会場 [当社名古屋工場第5会議室] 愛知県清須市西堀江2288番地 電話番号：052-400-5311



交通のご案内



お車で越しの方は、名古屋工場の駐車場をご利用ください。

新型コロナウイルス感染症の予防および拡散防止のため、以下のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ① マスクのご着用、会場に設置してある消毒液のご使用、会場の入口にて非接触体温計による検温のご協力をお願いいたします。ご協力いただけない場合、ご入場をお断りする場合がございます。
- ② 無料送迎バスの運行は取り止めさせていただきます。
- ③ 株主総会終了後の株主懇親会は開催いたしません。
- ④ お土産はご用意しておりません。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は下記ウェブサイトにてお知らせいたします。
<https://www.aica.co.jp/>

